

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
その翌日)

目次

◇告 示 地方拠点都市地域の指定(地域振興課)

告 示

鳥取県告示第六百五十四号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
(平成四年法律第七十六号) 第四条第一項の規定に基づき、次の市町村の
区域を地方拠点都市地域として指定する。

平成五年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡郡家町、船岡町、河

原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村及び智頭町並びに気高郡気高町、
鹿野町及び青谷町